

第2期 第6回中野区人権施策推進審議会 会議録

I 日時

令和8年7月24日(金) 午後7時から午後9時まで

II 場所

中野区役所 6階 603会議室

III 次第

1 中野区人権施策推進審議会

- (1)岸会長より
- (2)宮川副会長より
- (3)テーマ発表(佐藤委員)
- (4)所管課長からの報告
- (5)テーマに関する審議
- (6)本日のまとめ
- (7)第2期人権施策推進審議会の活動まとめ
第3期人権施策推進審議会について

2 事務局からの連絡

IV 出席委員(8名)

岸磨貴子(会長)／宮川学(副会長)／石井富美子／小川智康／小山奈美／
佐藤清一郎／中村敏子／永野靖

V 事務局

岩浅英樹	企画部長
神谷万美	企画部ユニバーサルデザイン推進担当課長
高橋彰吾	企画部企画課平和・人権・男女共同参画係長
矢野良那	企画部企画課平和・人権・男女共同参画係

VI 出席職員

佐藤祐斗	子ども政策担当課長
------	-----------

事務局(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

それでは、ただいまから、第2期第6回中野区人権施策推進審議会を開催いたします。各委員におかれましては、ご多用のところご出席をいただき誠にありがとうございます。私は、事務局を務めます、企画部 ユニバーサルデザイン推進担当課長の神谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、出席されている委員の人数は8人となっております。委員会総数10人の過半数を超えておりますので、条例の規定を満たしており、有効に審議会は成立いたします。

はじめに配布資料の確認をさせていただきます。尚、ペーパーレスの観点から審議会資料については、お手元の PC にてご覧ください。また、今回より議事録作成の効率化のため、みなさま Teams のオンライン会議に入ってください、ヘッドフォンを利用してご発言いただきますようお願いいたします。首にかけていただくだけで構いません。

審議会資料の不足・不備等はありませんでしょうか。よろしければ進めさせていただきます。

それでは、次第1「中野区人権施策推進審議会」に進ませていただきます。

また、今後の進行は岸会長にお願いできればと考えています。岸会長、よろしくお願いいたします。

(岸会長)

よろしくお願いいたします。

まず始めに、傍聴についてです。審議会は個人情報保護などの特別の理由がなければ、積極的に公開し透明性を確保することが原則となっており、本日は傍聴の方が見えてございます。原則のとおり傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議なしということで、会議は原則公開とし、傍聴も認めることいたします。それでは、傍聴の方はご入室ください。

本日のテーマは、「子どもの人権」で佐藤委員の発表となります。佐藤委員、発表をお願いいたします。

(佐藤委員)

よろしくお願いいたします。

まず始めに、子どもの人権と権利についてです。東京弁護士会 HP より要約したものになりますが、「人権」は人間としての権利であり、大人だけではなく、子ども(18歳未満)にもできるだけ同じように保障される必要があるとされ、実際に多くの「人権」は大人と同様に子どもにも保障されています。ただ子どもは、情報、能力、経験の不足により、自分にとって何がよいのか十分に判断できないこともあり、そのためにもたらされる不利益から大切に守られなければならない存在でもあります。このため、子どもには、大人と同じようには保障されていない「人権」もありますが、その代わりに、子どもだけに特に保障されている「子どもの権利」というものがあります。

次に、子どもの権利条約採択までの歴史についてお話します。

1924年に「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が国際連盟で採択されました。ここでは初めて子どもの人権に言及され、1948年には「世界人権宣言」が国際連合で採択されました。また、1959年には、「児童の権利に関する宣言」が国際連合で採択され、1989年「子どもの権利条約」が国際連合で採択されました。そして、1990年には「子どもの権利条約」が発効しました。

その子どもの権利条約ですが、4つの基本原則があります。1つ目に、「差別の防止」、2つ目に「子どもの最善の利益」、3つめに「生命、生存及び発達に対する権利」、4つ目に「子どもの意見の尊重」を掲げています。最後の4つ目の「子どもの意見の尊重」は、「こども基本法」の理念に強く反映されています。

「こども基本法」は2023年4月に施行されました。

1994年に日本は158番目の締結国として「子どもの権利条約」に批准しました。「子どもの権利条約」は、現在196の国と地域で締結されており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。「こども基本法」の制定に至った経緯としては、『条約を締結(批准)した国は、法律を作り、政策を実施する義務があり、5年ごとに「国連子どもの権利委員会」に報告し、委員会は報告書を審査、改善に向けた助言を行う。』との定めがあります。

次に、「こども基本法」の6つの基本理念についてお話します。

まず1つ目に、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。」、2つ目に「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。」、3つ目に「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。」があります。

四つ目は、「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。」、五つ目に、「子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。」六つ目に、「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。」が定められています。

次に、子どもの人権に関する変化についてです。

これまでは、子どもは大人が導くべき存在と考えられていました。しかし現在では、子どもを権利の主体として捉える考え方に変わっています。子どもの発言についても、良い悪いで評価するのではなく、まずその気持ちを受け止めることが重視されるようになっていきます。

日本は子どもの権利条約を批准しており、国際的な基準に沿った取り組みが求められています。その一方で、子どもの幸福度に関する調査などを見ると、まだ課題も残っています。

最近、中野中学校で活動のお手伝いをしていますが、夏休みの宿題は以前に比べて大幅に減っています。校長先生は、「8月31日に宿題が終わっていなくても、9月1日は学校に来てください」と生徒へメッセージを送っているそうです。

また、日本は他国と比較して子どもの自殺率が高いとも言われています。

次に、課題の二つ目として家庭の問題があります。

保護者は「良い子に育てたい」「正しい方向へ導きたい」という思いから、子どもの気持ちを十分に確認しないまま、親の価値観で物事を決めてしまうことがあります。

これは私自身も反省していることです。振り返ると、娘に嫌な思いをさせてしまったこともあったのではないかと思います。親としては良かれと思っていても、そうした考え方になりやすい部分があるのではないのでしょうか。

また、性的マイノリティや外国にルーツを持つ子どもたちに対する差別や偏見も依然として存在しており、学校現場にも課題があると言われています。

続いて、中野区の取り組みについて見ていきます。

2022年7月1日に「中野区子どもの権利に関する条例」が施行されました。

また、この条例第24条第1項の規定に基づき、「中野区子どもの権利救済委員」、通称「子ど

もオンブズマン」が設置されています。

さらに、子どもオンブズマンへの相談窓口として、2022 年 9 月 1 日に「子ども相談室」が開設されました。

子ども相談室の状況を見ると、2024 年度の新規相談件数は 94 件、前年度以前からの継続相談は 13 件で、合計 107 件でした。

相談内容では、いじめの疑い、交友関係の悩み、家庭や家族に関する問題が多くなっています。

続いて 2025 年度を見ると、新規相談件数は 366 件、継続相談は 16 件で、合計 382 件となっています。相談件数は大幅に増加しています。

相談内容については、いじめに関する相談が 86 件と最も多くなっています。

相談件数が増えた背景として、2025 年度から区立小・中学校の学習用端末に、子ども相談室のマスコットキャラクターのアイコンが設置されたことがあります。

子どもたちはそのアイコンをクリックするだけで相談フォームへアクセスできるようになり、相談しやすい環境が整ったことが大きな要因だと考えています。

相談内容で最も多い「いじめ」についてですが、2013 年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、中野区でも学校ごとに調査や対応が行われています。

それでもなお、いじめに関する相談が最も多いという現状は変わっていません。

私が所属している保護司会では、「社会を明るくする運動」の一環として、現在の中野東中学校で毎年、東京弁護士会の弁護士による「いじめ予防授業」を実施しています。

昨年度は宮川委員も関わっていただきましたが、2 つの学年で年間を通じて授業を行いました。

その中で特に印象的だったのは、「いじめの四層構造」と「コップの水」の話です。

コップの水の話では、人は嫌なことを言われたり経験したりすると、少しずつストレスが蓄積していきます。そしてコップがいっぱいになりそうなときに、何気ない一言がきっかけとなって一気にあふれてしまう。その結果、自傷行為や自殺につながることもあるという説明でした。

この話は、生徒たちにも非常に伝わっていたと感じています。

もう一つの「いじめの四層構造」は、社会学者の森田洋司氏による考え方です。

森田氏は、いじめには次の四つの立場があると分析しています。

- 被害者
- 加害者
- いじめを煽る観衆
- 見て見ぬふりをする傍観者

東京弁護士会では、この考え方を『ドラえもん』の登場人物にたとえて説明しています。

例えば、傍観者はしずかちゃんに例えられます。しずかちゃんは「そんなことはやめなさい」と言うことはありますが、常にジャイアンに立ち向かうわけではありません。

しかし、しずかちゃん一人ではなく、周囲の人たちも一緒になって「やめよう」と声を上げることができれば、いじめは続かなくなると森田先生は分析をされています。

今後に向けてということで、もうすでに対応済みのことも含めてですが、例えば、不登校支援として、中野中学校には 2024 年 4 月からチャレンジクラス「N 組」が設置されています。

また、子どもの意見を尊重する取り組みとして、区立中学校では修学旅行や校外学習の行き先を、生徒たち自身が決めるようになりました。

これまでは学校や教員が決定していましたが、現在では一定の予算の範囲内で生徒たち自身が候補地を検討し、プレゼンテーションを行った上で投票し、決定しています。

これまで定番だった京都・奈良だけでなく、長崎や青森・函館といった候補も挙がったそうです。

最終的には京都・奈良が選ばれたようですが、生徒たち自身が議論し、決定したことに大きな意義があると思います。

最後にまとめです。

今後も課題として残るのは、いじめへの対応です。

最近では SNS を通じたいじめが増えていると言われています。

いじめ予防授業については、できれば学校の教員ではなく、外部講師による実施の方が生徒たちに伝わりやすいと感じています。

また、中野東中学校では、授業を受けるだけでなく、「いじめの四層構造」についてクラスで話し合う時間も設けています。

単に話を聞くだけではなく、自分たちならどう行動するかを考えることが重要だと思います。

そして、以前は小学校の PTA で「家庭教育学級」が行われていました。

現在はほとんど実施されていませんが、昨年度、ある小学校では SNS リテラシーに関する講演会が開催されました。

このような取り組みについては、区が希望する学校へ費用を負担することも必要ではないかと思います。

そして最後に、中野区子どもの権利条例の内容周知についてです。

子どもたちには毎年リーフレットが配布されていますが、本当に理解してもらいたい保護者や大人への周知は、まだ十分ではないと感じています。

実際に区立幼稚園の方からも、「年に1回案内は来るが、それだけでは十分ではない」という声を聞いています。

今後、中野区としても考えていく点になると思いますが、どのようにすれば保護者や地域の大人へ届くのか、ぜひ皆さんのご意見を伺いたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(岸会長)

ありがとうございました。

それでは続いて、所管課からのご説明をお願いしたいと思います。

【資料2説明:子ども政策担当課長 佐藤祐斗】

(岸会長)

ありがとうございました。

それでは、佐藤委員のご発表を受けて、ご質問やご意見をいただきたいと思います。皆さんに考えていただいている間に、まず私から3点お伺いします。

1点目は、子どもたちに「声を上げる権利」があることを啓発されていますが、その結果として

実現したものにはどのような事例があるのかということです。

また、実現できなかった意見に対しては、どのようにフィードバックしているのでしょうか。話を聞いてもらうだけでよいというケースもありますが、一方で意見を受け止めた以上、行政にも説明責任が生じると思います。何が実現できて、何が実現できなかったのか、その理由も含めてどのように伝えているのかをお聞きしたいです。

2 点目は、今回紹介された事例についてです。

事例を見ると、場合によってはオンブズマンが無意識のうちに教員を萎縮させてしまう可能性があるようにも感じました。

学校現場では、オンブズマンが介入することで先生方への負担が大きくなることもあると思います。子どもに寄り添うことは大切ですが、その過程で学校現場にどのような影響を与えているのか、どのように考えているのかをお聞きしたいです。

3 点目です。

子どもの問題を解決することは非常に重要です。いじめや虐待などはまさにそうです。

ただ、「相談すれば誰かが解決してくれる」という考え方になるのか、それとも子ども自身が解決する力を身につけられるよう支援するのかでは、大きく意味が異なります。

オンブズマンとして、その点をどのように考えているのかをお聞きしたいです。

(佐藤課長)

ありがとうございます。

まず 1 点目についてです。

ご質問についての内容は、子どもからの相談と子どもの意見表明の二つの側面を含んでいるものと思います。

後者について、実際に実現した例としては、中高生年代の居場所づくりがあります。

先ほどご紹介したティーンズ会議の中で、「中高生が過ごせる場所が少ない」「お金を払えば利用できる場所はあるが、それ以外の自由に過ごせる居場所が少ない」という意見が多くありました。

そうした意見表明を踏まえ、区としても中高生の居場所づくりを進めてきた経緯があります。子どもの意見が施策に反映された事例の一つだと思います。

ただし、子どもの意見をすべて実現することが子どもの権利保障だとは考えていません。

実現できないものについては、その理由を丁寧に説明し、フィードバックすることが大切だと考えています。

ティーンズ会議でいただいた意見については、区としての考え方をホームページで公表しています。また、「実施する」「実施しない」「検討中」など、対応方針が分かるように示しています。

見やすさについてはさまざまなご意見があるかと思いますが、そのような形でフィードバックを行っています。

(岸会長)

ありがとうございます。

自分たちの声がきちんと検討され、実現したかどうかも含めて結果が返ってくることで、「また声を上げてみよう」と思えるようになるのではないかと感じました。

(佐藤課長)

ありがとうございます。

続いて、オンブズマンの対応についてのご意見ですが、オンブズマンは、その立場として、まず子どもに寄り添うこと、まず子どもがどうしたいのか、子どもの思いを大切にしています。

ただし、何かあるたびにオンブズマンが学校へ出向いて意見を伝えるということではありません。

今回ご紹介したケースも、比較的少ない事例だったと記憶しています。また、本人が「学校の先生に伝えてほしい」と希望したため、その意向を尊重して対応したものです。

実際には、学校側とも十分に調整を行い、事前に連絡をした上で対応しています。

そのため、何かあるたびに学校へ意見を言いに行くような存在ではなく、あくまでも子どもに寄り添った支援を行っているもののご理解いただければと思います。

(岸会長)

事例として紹介されると、どうしても同じような対応をしている印象を受けます。

その意味でも、研修のお話がありましたが、無意識のバイアスやマイクロアグレッションといった観点について、オンブズマンの方々がどのような研修やトレーニングを受けているのかも興味があります。

(佐藤課長)

ありがとうございます。

最後の、「自分で解決するのか、それとも解決してもらうのか」という点についてです。

オンブズマンとしては、その両方の側面があると考えています。

基本的には寄り添って話を聞きながら、子どもと一緒に考えていく姿勢を取っています。

一方で、自分でできることがあれば、自分で一歩踏み出すことも大切だと考えています。その点はオンブズマンも重視しています。

そのため、すべてを代わりに行うのではなく、本人の状況を見ながら、ケースごとに判断して対応しているものと考えています。

(岸会長)

ありがとうございます。

それでは、皆様からもご意見を伺いたいと思います。まず、佐藤委員からいかがでしょうか。

(佐藤委員)

最近、「居場所づくり」という言葉を非常に熱心に聞くようになりました。委員会でもその話題が出ていましたので、確かに必要な取り組みなのだと思います。

ただ、その取り組み自体の周知があまりうまくいっていないように感じており、その点は少し残念に思っています。

以前、区役所で居場所づくりに関する講演会があったと思います。その際に伺ったのは、「昔は

子どもたちが自分で居場所を見つけていたが、今は誰かが用意しないと居場所を見つけにくくなっている」という話でした。

そうした観点から考えると、中野区が現在進めている取り組みはとても良いことだと思います。一方で、「なぜそこまで力を入れているのか」と感じている人もいます。例えば、区民活動センターを子どもの居場所として活用してはどうかという話もあり、アンケートも実施されていました。

今の子どもたちには、いくつかの居場所を用意した上で、その中から自分に合った場所を選ぶようにしていくことが必要なのだと思います。そうした考え方について、もう少し分かりやすく説明していくことが大切ではないでしょうか。

以上、質問というより感想です。

（佐藤課長）

ありがとうございます。

佐藤委員からは、さまざまな他の審議会などの場面でもご意見をいただいております。

ご指摘のとおり、以前は子どもたちが自分で居場所を見つけたり、人とのつながりを築いたりすることが比較的容易だったように思います。また、地域全体で子どもたちを見守るような環境もあったと感じています。

しかし、現在では子どもたちだけで過ごせる場所が少なくなっていますし、子ども自身も塾や習い事などで忙しくなっていると感じています。

そうした状況を踏まえると、子どもたちに合った居場所をつくるためには、多様な居場所が必要だと区では考えています。そのため、さまざまな選択肢を用意していきたいと思っています。

もちろん、無制限に予算を投入できるわけではありませんので、既存の施設を有効活用することも重要です。

例えば、区民活動センターのような場所を活用することで、子どもたちが地域に親しんだり、大人と関わったりする機会が自然に生まれる等、そうしたことは非常に良いことだと考えています。

そのため、今後も多様な子どもの居場所づくりに取り組んでいきたいと考えています。

また、「周知・広報が十分ではないのではないか」というご指摘については、まさに課題として認識しています。今後も改善に努めていきたいと思っています。

（佐藤委員）

その点は本当に難しいところだと思います。どのように区民の皆さんに理解していただくかが課題ですね。

（佐藤課長）

おっしゃるとおりです。

委員の皆様にはご理解いただいていると思いますが、地域の方々や保護者の皆様にどこまで浸透しているかということ、まだ十分とは言えません。

実際にアンケート調査を見ても、「子どもの権利」について知っているという回答は3割程度にとどまっています。

そのため、まだまだこれから取り組んでいかなければならない課題だと考えています。今後は出前授業や啓発にも、より一層力を入れていきたいと思っています。

(岸会長)

ありがとうございます。

それでは一旦ここで休憩を取りたいと思います。再開は 20 時 10 分とします。休憩中も質問などがありましたら、自由にお声がけください。

(岸会長)

時間になりましたので、再開いたします。

後半は少しディスカッション形式で進めたいと思います。

自由に話し始めると議論が広がりすぎてしまうので、いくつかテーマを設定して進めていきたいと思います。

私が考えてみたいと思ったのは、オンブズマンのような仕組みがあることで、「誰の声が届いていて、誰の声が届いていないのか」という視点です。

先ほどの議論でも、子どもの声を聞くという話がありましたが、実際にはどのような子どもの声が届いていて、どのような子どもの声が届いていないのかを考える必要があると思います。

例えば、外国にルーツを持つ子どもであれば、その家庭に積極的にアクセスしたり、言語面での配慮を行ったりしなければ、声を拾うことは難しいかもしれません。

そうしたことも含めて、どのような人たちにアクセスしづらいのか、そのためにどのような機関と連携し、どのような方法が考えられるのかを議論できればと思います。

まずは永野さんからお願いします。

(永野委員)

私は子どもがおりませんし、日常的に子どもと接する機会も少ないため、正直なところ、これまで具体的なイメージを持てていませんでした。

ただ、今日のお話を伺って感じたのは、小中学校の子ども全員が端末から相談窓口へアクセスできる仕組みは、とても素晴らしいということです。

もちろん、実際に利用するかどうかは別の課題がありますし、利用しにくい子どもへの配慮も必要だと思います。しかし、ツールとして誰もがアクセスできる状態になっていることは非常に大切だと感じました。

もう一つ感じたのは、相談を受け止める大人側のトレーニングの重要性です。

紹介された事例を見ながら、自分が同じ立場だったらこんなに上手に対応できないだろうと思いました。

オンブズマンの方々は専門家として訓練を受けていると思いますが、オンブズマンに限らず、大人が子どもの声に耳を傾けるための力を身につけることも大切ではないかと思っています。

条例でも「大人が子どもの声を受け止めること」がうたわれていますので、大人側のトレーニングについても何か考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(岸会長)

ありがとうございます。

端末からアクセスできることは、これまで声を出しにくかった子どもたちにとって大きなメリットだと思います。

一方で、本来は身近な大人や周囲の人に相談できたかもしれないケースが、そのままオンライン窓口に流れてしまう可能性もあります。

その点についても考えながら議論を進めていきたいと思います。

(中村委員)

相談件数が大幅に増えたということは、それだけアクセスしやすい環境づくりが効果的だったということだと思います。

また、「手紙でもいい」「フォームでもいい」といったように、いろいろな方法でアクセスできるようにしたことも、とても良い取り組みだと感じました。

(岸会長)

ただ、教育の立場から考えると少し悩ましい部分もあります。

例えば、子ども同士がけんかをした場合、本来は仲直りをする過程そのものが成長や学びになることがあります。

しかし、そのプロセスを飛ばして第三者に相談し、解決してもらうことが、本当に子どもたちの将来にとって良いことなのかは考えさせられます。

もちろん、いじめや虐待のような深刻なケースについては、必ず相談できる仕組みが必要です。

一方で、そこまで深刻ではない悩みまで全て第三者が介入することが、本当に望ましいのかは難しい問題だと思います。

外国にルーツを持つ子どもをはじめ、相談できる場が必要な子どもたちにとっては非常に重要な仕組みです。

ただ、「友達に腹が立った」といったレベルの問題は、自分たちで解決する経験を積むことにも意味があります。

オンブズマンがどこまで対応するべきなのかという点は、子どもの権利を考える上でも重要な論点だと思います。

教育の視点から言えば、第三者に相談することで、「自分は正しい」という考え方が強化されてしまう場合もあります。

本来であれば、互いの気持ちを伝え合い、「自分も嫌だった」「相手も嫌だった」という形で理解し合えることがあります。

しかし、最初から第三者が介入すると、そのような経験を得る機会が減ってしまう可能性もあります。

ですので、本当に支援が必要な子どもに確実に届く仕組みであることと、自分たちで解決できる力を育てることとのバランスが大切ではないかと思います。

(小山委員)

私も、本来は家族に相談してほしいと思うことがあります。

ただ、子どもたちの中には、とにかく誰かに話を聞いてほしいという気持ちがあるのだろうとも思います。

今回の資料を見ると、小学生からの相談が非常に多かったので、「ちょっと話してみよう」という感覚で利用している子もいるのかもしれませんが。

一方で、本当に深刻な悩みを抱えている子どもほど、相談すること自体に大きな勇気が必要な場合もあります。

そのため、悩み続けている子どもの声をどうやって拾うのかという課題はあると思います。

また、意見を表明できること自体は非常に良いことだと思います。

ただ、その声をどのように受け止め、どのように返していくのが重要です。

相手の立場を考慮することや、なぜそう感じたのかを整理することも含めて、返し方にはさまざまな工夫が必要なのだろうと感じました。

（岸会長）

例えば、先ほど宮川委員がおっしゃっていたように、お祭りなどで子どもたちが集まって話をしている様子を大人が見たり聞いたりすると、「この子たちはこんなふうに考えているのだな」と理解できることがあります。

一方で、端末を使った相談は基本的に1対1です。そのため、オンブズマン制度が充実するほど、コミュニケーションの在り方が変わっていくとも考えられるのではないのでしょうか。

もちろん、それは良い面もありますが、子どもの人権を考える際にオンブズマン制度だけに注目するのではなく、お祭りへの参加や委員会活動への参加など、子どもたちが地域や社会と関わる仕組みも併せて考えていくことが大切なのではないかと思います。

また、どのような相談があり、どのような思いが子どもたちの中にあるのかについて、大人や保護者が知る機会も必要だと思います。

佐藤委員がおっしゃったように、家族には言えないことを相談窓口には話しているケースもあります。しかし、その声が一方通行で終わってしまうのではなく、子どもたちの現状を大人が理解していくことが重要ではないのでしょうか。

自分の子どもも含めて、今どのようなことを考え、どのような思いを発信しているのかを、大人や保護者が知る機会があるとよいと思います。

大人が子どもの声を知っていく循環をつくることは大切ですね。

ただ、子どもたちは何を話してよくて、何を話してはいけないのかという判断が十分できないこともあります。相談内容にはプライバシーに関わる情報も多く含まれますので、それをどのように扱うのかという点も重要だと思います。

また、どの情報を共有し、どの情報を共有しないのかという判断が必要になるため、新たな課題も生じる可能性があります。

ありがとうございます。

子どもたちが声を上げた内容を、大人にどのように返していくのかは非常に重要なテーマだと思います。

（佐藤委員）

相談窓口が増えたことで選択肢が広がったという点は評価できるのではないのでしょうか。以前から学校にはスクールカウンセラーがいましたが、子どもオンブズマン制度ができたことで相談

先が一つ増えたことになります。

ただ、その結果として学校の相談室利用が減ったのかどうかは、私には分かりません。

（佐藤課長）

私の把握している範囲では、学校の相談が明確に減ったという話は聞いておりません。

むしろ、学校での相談も引き続き利用されているのではないかと思います。ただ、今は正確な統計を持ち合わせていないため、あくまで推測になります。

（佐藤委員）

確かに、相談先が一つ増えたことは評価できると思います。

ただ、誰にも相談できずに学校へ行けなくなってしまう子どもたちもいます。そうした子どもたちには、まだ十分に声が届いていない部分もあるのではないかと思います。

今後、そういった子どもたちにどのようにアプローチしていくのかは課題だと感じます。

（岸会長）

私は以前、アメリカやヨーロッパでオンブズマン制度の調査をしたことがあります。

その際には、女性差別や難民への差別など、それぞれのテーマごとに専門家が配置されているケースが多くありました。

一方で、現在の中野区のオンブズマン制度は、「どのような相談でも受け付ける総合相談窓口」に近い印象を受けます。

相談先が増えること自体は良いことだと思いますが、誰にとっての選択肢なのかという視点も大切です。

また、相談窓口を増やした結果、本当に支援が必要な声が埋もれてしまうようであれば本末転倒です。

一方で、「どんな相談でも受け止める」という姿勢も大切であり、そのバランスが難しいと感じています。

（石井委員）

先ほど説明の中に「アウトリーチ」という言葉がありましたが、その内容について少しお聞きしたいです。

（佐藤課長）

24 ページなどに掲載している内容ですが、子ども相談室の職員が児童館やプレーパークなどへ出向き、イベントに参加しながら相談室の周知活動を行っています。

そうした活動の中で、「少し相談してみようかな」と思った子どもたちから相談を受けることがあります。

そのため、この数字は純粋な相談件数というより、周知活動も兼ねたアウトリーチの成果として捉えるべきものです。

出張相談だけを目的としているわけではないため、通常の相談とは少し性格が異なります。

（石井委員）

お聞きしたかったのは、中野区が数年前からアウトリーチに力を入れているにもかかわらず、まだ現場へ出向く機会が十分ではないように感じるからです。

もちろん今の活動も大切ですが、もっと多くの現場に足を運ぶことで、子どもたちの生の声を拾えるのではないかと思います。

そうした場所へ積極的に出向いていただけると、今日話題になっているような「届いていない声」も見えてくるのではないのでしょうか。

佐藤委員のお話を聞いていて感じたのは、「黙っている人」の存在です。

私たちがコミュニティの中で黙っていると、それだけで安全な場所にいるような気持ちになることがあります。

しかし、黙っている人たちが何を考えているのかを想像すると、やはり言うべきことを言える環境をつくることは大切だと思います。

そのために、みんなでどうやって声を出し合える場をつくっていくのかを考える必要があると感じました。

（岸会長）

ありがとうございます。

今のお話を聞いていて思ったのは、今回のテーマは子どもの人権であり、オンブズマン制度そのものではないということです。

傍観者の話もありましたが、「誰かが助けてくれるだろう」「誰かが聞いてくれるだろう」ということで、人は傍観者になりやすくなる場合があります。

そこで、オンブズマン制度の話を少し離れて考えると、子どもたち自身が声を上げ、自分たちの行動や言葉によって環境を変えていけることを知る機会も大切なのではないかと思います。

相談窓口の存在を知らせることも重要ですが、それだけでなく、「自分たちにも社会を変える力がある」ということを子どもたちに伝えていくことも必要です。

例えば、お祭りや地域活動のような場に参加し、自分たちが役に立っているという実感を持つことで、子どもたちの意識も変わっていくのではないのでしょうか。

そうした経験を通して、傍観者ではなく主体的に関わる子どもたちが少しずつ増えていくのではないかと思います。

（中村委員）

その仕組みづくりは簡単ではありませんが、今はボランティア活動などに参加したいと考えている人たちもいます。

そうした人たちをどのようにつなげ、広げていくのかも課題だと思います。

また、「どんなことでも相談してよい」という安心感はとても大切です。

ただ、相談するだけで終わるのではなく、そこからスタートして、自分自身も誰かの相談相手になれるような力を身につけていけると理想的だと思います。

友人同士で支え合えるような力を育てていくことも大切なのではないのでしょうか。

(岸会長)

先ほど紹介されたティーンズベースのような居場所も、ただ安心して過ごせる場所というだけではなく、そこから何かを始めたり、自分たちで活動を起こしたりできる場になることが重要だと思います。

大人がそれを支え、自分たちにも何かを生み出せるという実感を得られる機会をつくることは、子どもの人権を考える上でも非常に意義があると感じました。

何でもやってもらうのではなく、自分たちが解決する側になったり、新しいことを生み出したりする機会を持てることが大切だと思います。

(小川委員)

今のお話を聞いていて感じたのは、相談を受けた後のフィードバックが非常に重要だということです。

教育的な観点から見ると、その返し方によってさまざまな受け止め方が生まれます。

(岸会長)

フィードバックがうまく機能すると、「自分たちの声は社会に届いている」「社会について考えてよいのだ」という意識につながります。

しかし、単純に「言えばやってもらえる」という形になると、依存的な関係になってしまう可能性もあります。

長期的な教育の視点から見ても、このフィードバックの在り方はとても重要だと感じています。

(岸会長)

子どもたちが声を出せる場を増やしていくことが大切だと思います。

私の友人に、障害のある方が働ける仕組みづくりに取り組んでいる人がいます。その方が運営するカフェでは、訪れた人たちが「なぜこの仕事を始めたのですか」「人生はどう変わりましたか」と自然に質問をします。

そうすると、障害のある方々も自分の経験を語り、それによって自己肯定感が高まっているそうです。

相談窓口もちろん大切ですが、人との関わりの中で自然に話が生まれる場も同じくらい重要だと思います。

何かを相談するから話すのではなく、人との関わりの中で思いや経験が語られることもあります。

そうした場づくりも含めて考えていくことが重要だと感じました。

障害のある方々にとっても、自分たちの声を発信できることは非常に大切だと思います。

(永野委員)

具体的なアイデアがあるわけではないのですが、今のお話を伺っていて感じたことがあります。

相談窓口という形だけではなく、先ほどのロボットを活用した事例のように、人が自然に集まり、関わり合う場があるのはとても良いことだと思いました。

また、以前聞いた話ですが、オンブズマンが関わった事例で、子どもたちから学校にクラブを作りたいという要望があったものの、学校側が反対していたケースがあったそうです。

その際、オンブズマンが主体となるのではなく、あくまでも子どもたちが主体となるよう伴走しながら支援した結果、子どもたち自身が議論を重ね、学校へ要望を伝え、最終的にクラブが実現したという話を聞きました。

そのような伴走の仕方はとても良いと思います。子どもたちのコミュニケーション能力も高まりますし、「自分たちの力で社会を変えられるのだ」という経験にもなります。

単に要望を実現してもらうだけではなく、その過程を子どもたち自身が経験し、大人がそれを支える形も一つの望ましい在り方ではないかと思いました。

(岸会長)

ありがとうございます。

そういう意味では、社会が一緒に変わっていくための準備が非常に大切だと思います。

例えば、「校則を変えたい」という声があった場合も、単純に制度を変えるのではなく、先生方と話し合いながら進めていくことによって、結果として校則が変わったり、新しいクラブができたりすることもあります。

そのような取り組みは理想的だと思いますが、一方で学校側にも守らなければならないものがあります。また、利害関係や権限の問題も存在します。

そのため、単純に成功事例として捉えるのではなく、プロセスを丁寧に考えることも重要だと思います。

私自身、オンブズマンの考え方はとても良いものだと思います。ヨーロッパで見た事例では、社会全体がオンブズマンと共に変わっていくとする成熟した土壌がありました。

しかし、まだ保守的な学校や家庭もある中で変化を促そうとすると、現場が疲弊してしまうこともあります。

だからこそ、「一緒に変わっていく」という姿勢のもと、無理のないペースで進めていくことが重要だと感じています。

私もその考え方はとても良いと思いますし、そうした価値観に共感する人を少しずつ増やしていくことも大切だと思います。

(小山委員)

ありがとうございます。

今日の議論を通して感じたのは、子どもだけではなく、大人も変わる必要があるということです。社会そのものも変わる必要があります。

多様性という考え方が広がる一方で、それについていけない学校や社会、大人たちもいます。そのギャップはまだ大きいと感じます。

だからこそ、子どもたちがさまざまな形で発信し、それを受け止めながら対話を重ね、一緒に変わっていく仕組みを作ることが大切なのだと思います。

相談というツールが有効な人もいれば、逆にそこから大きな影響を受ける人もいます。

私たち福祉に携わる立場から見ても、多様性を認め合う社会へ向けて、福祉を含めた社会全体が変わっていく必要があると感じています。

その中で、「子どもには権利があり、発言することができ、その声は尊重されるべきである」という考え方を、どのように共有していくかが大切だということを改めて感じました。

（岸会長）

今のお話を聞いていて思ったのですが、「子どもの主張を受け入れてあげなければならない」という話ではなく、子どもたちの考えには大人が思いつかないような素晴らしい発想があるということなのだと思います。

そして、その考えを取り入れることで、私たちの社会や生活もより良くなっていくのではないのでしょうか。

「子どもの主張を聞かなければならない」という発想だけだと、どこか義務感が生まれてしまいます。

そうではなく、「そんな発想は思いつかなかった」「面白い考え方だ」と、大人が自然に思えるような社会になることが大切だと思いました。

それでは最後に、佐藤委員から一言いただいて、本日のまとめとしたいと思います。

佐藤委員、よろしくお願いします。

（佐藤委員）

ありがとうございます。

今のお話を聞きながら、自分自身のことを振り返っていました。

私は子どもの頃、あまり発言ができるタイプではありませんでした。自己肯定感が低かったわけではありませんが、自分の気持ちを表現することは得意ではなかったと思います。

現在は、居場所づくりに関わる中で子どもたちと接していますが、子どもたちの意見は本当に面白いと感じることがたくさんあります。大人とは違う発想を持っていることも多くあります。

また、今日も何度も話題に出ましたが、居場所というのは単に場所があればよいというものではなく、やはり人との関わりが大切なのだと思います。

教育センターの取り組みについても、そこに人がいることに大きな意味があるのだと思います。

子どもたちは、安心できる場所があって初めて自分の意見を話せることがあります。

実際に、相談室へ通うようになって初めて心を開いたという話も聞いたことがあります。

つまり、子どもがどこで自分の意見を言えるのかということは、その子にとっての居場所と深く関わっているのだと思います。

そのため、これからも安心して過ごせる場所づくりを進めながら、子どもたちの活動を見守っていきたいと思っています。

（岸会長）

ありがとうございます。本当に「一緒に変わっていける場所」が大切なのだと改めて感じました。皆さま、本日はありがとうございました。

（宮川委員）

私自身、まだ十分に理解できていない部分もあり、とても勉強になりました。ありがとうございます。

ます。

個人的な感想としては、中野区の「子どもの権利」に対してのシステムはよくできていると感じています。ただ、その内容については今後もさらに充実させていく必要があると思っています。

相談窓口というのは、言ってみればトラブルや困りごとの声が集まる場所であり、重要な役割を担っています。そうした声は可能な限り拾い上げるべきであり、取りこぼしがあってはいけないと思います。

その意味では、一人一台のタブレット端末からアクセスできる仕組みは非常に優れていると思います。ただし、実際にその声をどのように受け止め、解決につなげていくのかという運用面については、今後も改善を重ねていく必要があると思います。それでも、非常によくできた仕組みであることは間違いなく感じています。

一方で、相談の仕組みだけではなく、意見表明の場や地域参加の機会も重要です。

例えば、お祭りや地域活動など、地方自治の担い手として子どもたちが関わる機会を増やすことで、地域の方々や保護者も自然と子どもの人権について知る機会が増えるのではないかと思います。

そうした経験を通じて、地域全体が人権について考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

(岸会長)

ありがとうございます。

それでは、この会も無事に 2 年間の活動を終えることができました。皆さま、本当にありがとうございました。最後に、事務局からご説明をお願いします。

事務局(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

会長からお話がありまして、2024 年 9 月から始まった第 2 期中野区人権施策推進審議会は、任期である 2 年を迎え、今回が最終回となります。

本日を含め、皆さまには大変熱心にご参加いただき、本当にありがとうございました。

本日は資料 3 として、第 1 回から第 5 回までの審議会でいただいた意見や主な発言内容を取りまとめています。

いただいたご意見については、区としても真摯に受け止め、施策へ反映できるよう取り組んでいます。また、これらの内容については第 3 期の審議会にも引き継いでいきたいと考えています。

簡単に振り返りますと、第 2 回では「高齢者の人権」をテーマに議論を行いました。

この回では、高齢者が自立した生活を維持することが人権問題の予防につながること、ゆるやかなつながりの大切さ、男性高齢者の社会参加の課題、そして高齢者を支援される側ではなく地域を支える担い手として捉える視点などについてご意見をいただきました。

第 3 回では、「つながりから考える人権」をテーマに議論しました。

つながりは重要である一方、「つながらない自由」も尊重されるべきであること、困っている人ほど相談につながりにくいという実態を踏まえた支援が必要であること、また相談の場面では、まず相手の話を受け止め、焦らず信頼関係を築くことが重要であるといったご意見をいただきました。

第 4 回では、「女性と性的マイノリティの人権」をテーマに議論しました。

自立支援体制の充実、男性の DV 被害相談への対応、相談しやすい環境づくりの重要性、そし

て性的マイノリティに関する支援をさらに充実させる必要性についてご意見をいただきました。

第 5 回では、「外国人の人権」をテーマに議論しました。

外国人と日本人が共に地域を支える社会を目指すこと、防災リーダーや自治会活動を通じた交流の重要性、情報アクセスの格差への対応、そして「理解する」段階から「共生のための具体的な仕組みを作る」段階へ進む必要があるというご意見をいただきました。

こうした議論を踏まえ、第 3 期ではさらに深めるべき視点や、会議運営の工夫についてもご意見をいただければと思います。以上で報告を終わります。

（岸会長）

ありがとうございます。

それでは、第 2 期人権施策推進審議会の活動のまとめを終了したいと思います。

委員の皆さまからいただいたご意見については、事務局でまとめていただき、会長・副会長で確認をします。確認後、第 3 期審議会の第1回で共有するということでしたので、ご承知ください。続いて、第 3 期人権施策推進審議会について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

第 3 期人権施策推進審議会につきましては、第 2 期終了後に新たに立ち上げる予定です。

これまでの議論や、本日いただいたご意見についても引き継ぎながら進めてまいります。

説明は以上です。

（岸会長）

ありがとうございます。

それでは、この議題を終了したいと思います。

本日は第 2 期人権施策推進審議会の最終回ですので、委員の皆さまから一言ずつご感想をいただければと思います。

まず、みなさんに心から感謝申し上げます。

そして、このチームで活動できたことを本当に良かったと思っています。

最初は少し不安もありましたが、皆さんのおかげで楽しく参加できましたし、多くの意見をいただきながら、自分自身も成長することができました。

本当にありがとうございました。

中村委員からお願いします。

（中村委員）

ワークショップ形式で対話を重ねられたことが、とても大きかったと思います。

審議会という堅いイメージがありますが、みんなで考え、答えを探しながら進めていく経験は初めてで、とても良かったです。

また、自分が知らないことがたくさんあることにも気づかされました。本当に貴重な機会でした。ありがとうございました。

(岸会長)

ありがとうございます。本当に、みんなで一緒に作り上げた審議会だったと思います。

(永野委員)

私も皆さんに感謝しています。

以前にもこの審議会に参加したことがありますが、今回は特に「みんなで作っていく」という実感がありました。

毎回新しい気づきがあり、とても勉強になりました。ありがとうございました。

(小山委員)

それぞれの立場から関心のあることを持ち寄り、お互いに気づきを得られる場だったと思います。「人権」というと堅いテーマになりがちですが、とても身近なものとして考えられる機会になりました。仕事の立場からも多くのことを考えさせられました。ありがとうございました。

(岸会長)

ありがとうございます。

小山さんには、「何が正しいか」だけでなく、「自分たちはどうしたいのか」という視点を何度も投げかけていただきました。

そのおかげで、人権というテーマを自分たちの生活に引き寄せて考えることができました。ありがとうございました。

(小川委員)

私は区民として参加しましたが、本当に貴重な経験でした。

また、このような対話型の審議会が、人権分野だけでなく、さまざまな審議会や会議に広がれば、中野区にとって大きな財産になると思います。ありがとうございました。

(岸会長)

ありがとうございます。

確かに、皆さんの対話によって議論が深まりました。

こうした対話型の場は、一人ひとりの協力がなければ成り立ちません。本当に感謝しています。

(石井委員)

会長、副会長の進行がとても素晴らしく、安心して参加することができました。

また、事務局の皆さまにも大変丁寧に対応していただき、ありがとうございました。

この審議会を通じて感じたのは、扱ったテーマは違っていても、根底には共通する課題があるということです。

多くのことを学ばせていただきました。

また、この経験を今後の地域活動にも生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

（佐藤委員）

第1期は行政から示されたテーマについて意見を述べる形式でしたが、第2期は大きく変わりました。まるで大学のゼミのように自由な議論ができたことが印象的でした。

これだけ多くのテーマを扱いましたので、第3期では何を議論するのか気になるところです。

私は今回で退任する予定ですが、とても有意義な時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。

（岸会長）

ありがとうございます。

皆さんと一緒に作り上げていく場だったからこそ、とても意味のある時間になりました。

佐藤さんにも積極的に発言していただき、周りの意見を受け止めながら議論を深めていただきました。本当にありがとうございました。

（宮川委員）

私も、この審議会に参加するまでは何を行う場なのかよく分かっていませんでした。

しかし、皆さんの関心のあるテーマに焦点を当てながら議論できたことが非常に良かったと思います。

現場で活動されている皆さんのお話を聞くことができ、本当に勉強になりました。

ありがとうございました。

（岸会長）

最後に、グラフィックレコーディングを担当してくださった黒木さんにも一言いただきます。

（黒木さん）

私は発言する立場ではなく、記録する立場で参加していましたが、高齢者の人権や子どもの人権などについて深く考えるきっかけをいただきました。

とても貴重な機会でした。ありがとうございました。

この経験を自分の活動の場にも持ち帰りたいと思います。

（岸会長）

ありがとうございました。

それでは、これもちまして第2期中野区人権施策推進審議会を終了いたします。

皆さま、本当にありがとうございました。